

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(個人) 本人用)	
大阪地方裁判所執行官 殿	
事件番号	□平成 年()第 号 物件番号
私は、暴力団員等ではありません。	
陳述	私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。
□	自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。
(陳述書作成日)令和 年 月 日	
買受申出人(個人)	住所
	(フリガナ)
	氏名
	性別 □男性 □女性
生年月日 □昭和 □平成 □西暦 年 月 日	

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が個人の場合のもので、法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合(未成年者の親権者など)は、買受申出人(個人) 法定代理人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(法人) 代表者用)	
大阪地方裁判所執行官 殿	
事件番号	□平成 年()第 号 物件番号
陳述	当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。
	当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。
□	自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。
(陳述書作成日)令和 年 月 日	
買受申出人(法人)	法人の所在地
	法人の名称
	代表者氏名
	役員

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が法人の場合のもので、個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

(別紙)
※該当する□にチェックを入れてください。

買受申出人(法人)の役員に関する事項	
1 □代表者	住所
	(フリガナ)
	氏名
	性別 □男性 □女性
生年月日 □昭和 □平成 □西暦 年 月 日	
2	住所
	(フリガナ)
	氏名
	性別 □男性 □女性
生年月日 □昭和 □平成 □西暦 年 月 日	
3	住所
	(フリガナ)
	氏名
	性別 □男性 □女性
生年月日 □昭和 □平成 □西暦 年 月 日	
4	住所
	(フリガナ)
	氏名
	性別 □男性 □女性
生年月日 □昭和 □平成 □西暦 年 月 日	

注 意

- 買受申出人が法人の場合には、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 役員全員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 役員の氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書(住民票等)の添付は不要です。
- 役員が5人以上の場合には、本用紙を複数枚用いてください。
- 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 7 月 8 日

大阪地方裁判所第 14 民事部

裁判所書記官 上 本 聡 宏

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 7 月 23 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 7 月 30 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日 場 所	令和 7 年 8 月 6 日 午前 9 時 30 分 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎 3 階開札場
売却決定 期日 場 所	令和 7 年 8 月 20 日 午前 10 時 00 分 大阪地方裁判所第 14 民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによります。 (1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り, 買受けを申し出ることができます。
一般の閲覧に供するため, 令和 7 年 7 月 8 日午前 9 時から入札期間最終日午後 4 時 30 分まで物件明細書, 現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎 3 階物件明細閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	3, 930, 000 3, 144, 000	一括	790, 000	20, 870	6, 167
1	1, 900, 000				
2	2, 030, 000				
			</		



物 件 目 録

- 1 所 在 守口市大久保町五丁目
地 番 23番14
地 目 宅地
地 積 62.87平方メートル
(現況)
地 目 宅地一部公衆用道路
- 2 所 在 守口市大久保町五丁目23番地14
家屋 番号 23番14の2
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 28.98平方メートル
2階 28.98平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年 6月 9日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 上 本 聡 宏

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 所 在 守口市大久保町五丁目

地 番 23番14

地 目 宅地

地 積 62.87平方メートル

(現況)

地 目 宅地一部公衆用道路

2 所 在 守口市大久保町五丁目23番地14

家屋 番号 23番14の2

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 28.98平方メートル

2階 28.98平方メートル



令和 7年(ケ)第 52号
令和 7年 3月 25日受理
令和 年 月 日提出
7.4.24

現況調査報告書

大阪地方裁判所

執行官

園 久 典

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 守口市大久保町五丁目
地 番 23 番 14
地 目 宅地
地 積 62.87 平方メートル
- 2 所 在 守口市大久保町五丁目 23 番地 14
家屋 番号 23 番 14 の 2
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺 2 階建
床 面 積 1 階 28.98 平方メートル
2 階 28.98 平方メートル



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	守口市大久保町5丁目7-1		
土地	物件1		
現況地目	☐ 宅地(物件) ☒ 宅地一部公衆用道路(物件1) ☐		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない 種類: { ☐ ある 構造: { 床面積: {		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居(空き家)として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 ☐ ある [保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

1 表札等の表示

- (1) 表札の表示 なし
- (2) 郵便受けの表示 なし（郵便受けはテープで塞がれている）

2 目的土地の現況について

- (1) 目的土地について地積測量図等を参考に適宜概測したところ、形状は概ね土地建物位置関係図のとおりであり、公簿面積とほぼ一致すると思われる。
- (2) 目的土地は目的建物の敷地として利用されるとともに、その一部が土地建物位置関係図に示すとおり接面道路の一部として利用されていると思料される。
- (3) 目的土地の接面道路は、建築基準法上の道路である。
- (4) 南側接面道路のうち目的土地の南東方に植木鉢等が多数置かれており、通行が阻害されている（添付写真参照）。

3 目的建物の現況について

- (1) 目的建物の形状は、概ね間取略図のとおりであると思われる。
- (2) 目的建物内部の状況は別紙添付写真のとおり。
- (3) 目的建物内には、家財道具、日常生活用品等の動産類は存在せず、室内の状況から、長期不在であると思われた。
- (4) 目的建物には全体的に軋みや撓みが認められ、天井や壁面クロスのみくれ・破れ、外壁の傷み等も見受けられた。2階北東側和室の壁が陥没していた。
- (5) 目的建物の雨樋部分が、東側隣地に越境している可能性がある。
- (6) その他目的建物には、経年相当の劣化、損耗が認められた。

4 その他

- (1) 当職は、令和7年3月28日及び4月4日に、目的物件に照会文書を差置き、また同年4月1日に所有者会社の本店所在地宛に照会文書を送付したが、所有者等からの連絡は一切ない（郵送物は「あて所に尋ねあたらず」として返ってきた）。
- (2) 令和7年3月28日に目的物件に臨場した際、目的土地上に放置車両が存在したが、車両の所有者兼使用者に照会文書を送付したところ、所有者兼使用者の母から「車両は処分しました」と連絡があった。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

目的物件の占有関係

立入調査の結果等から、目的建物は所有者が、住居（空き家）として使用、占有しているものと認める。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4枚目)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7 年 3 月 2 5 日 16:40-16:45	大阪法務局 北大阪支局	公図等調査
7 年 3 月 2 6 日 10:50-10:55	中之島図書館	物件確認
7 年 3 月 2 8 日 10:25-10:50	守口市役所	道路及び課税関係調査
7 年 3 月 2 8 日 11:15-11:25	物件所在地	物件及び占有確認、照会文書差置き
7 年 3 月 2 8 日	執行官室	ライフライン調査、占有資料調査
7 年 4 月 1 日	執行官室	所有者会社宛に照会文書送付
7 年 4 月 2 日 9:25-9:35	軽自動車検査協会 高槻支所	占有資料調査
7 年 4 月 2 日	執行官室	放置車両所有者宛に照会文書送付
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年4月4日 13:45-13:50	物件所在地	物件及び占有確認、在宅要請書差置き
7年4月10日 9:20-9:35	執務場所	放置車両所有者の母より電話連絡・聴取
7年4月15日 9:50-10:10	物件所在地	立入調査（評価人帯同）

(特記事項)

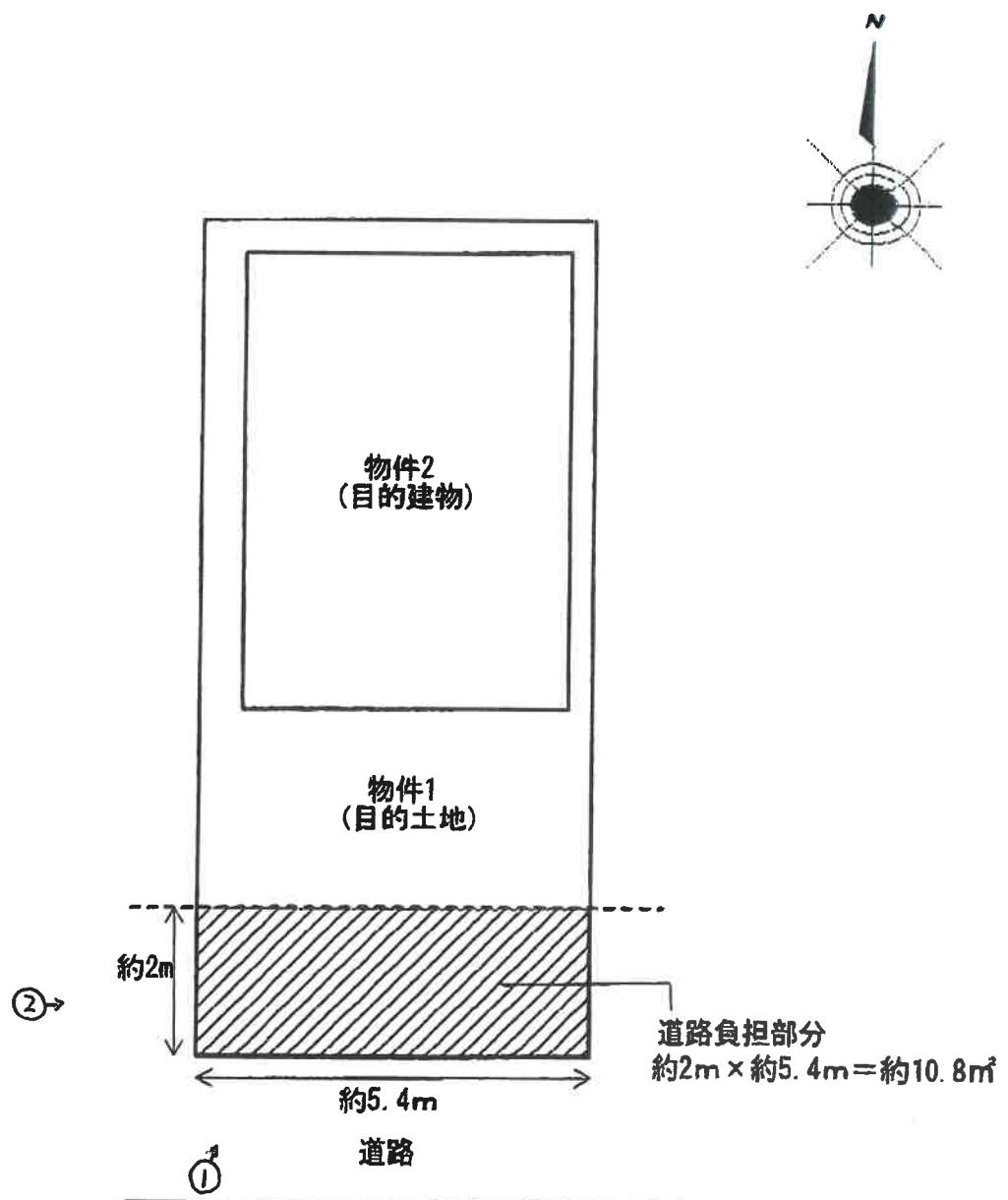
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☒ 令和7年4月15日
目的物件は不在（空き家）で施錠されていたので、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図

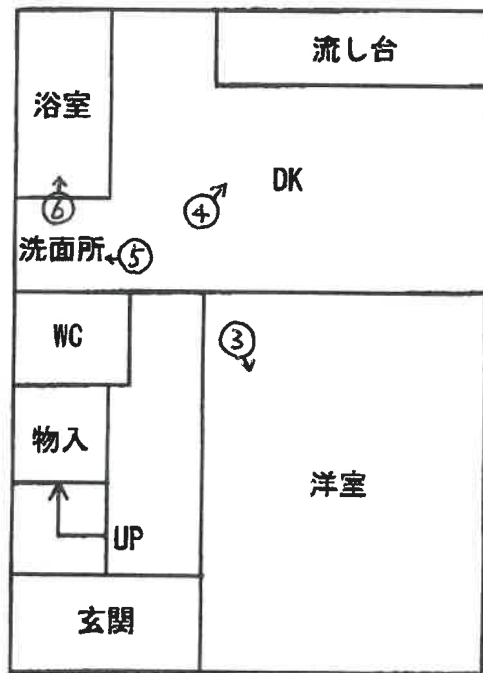


(検尺は概測である)

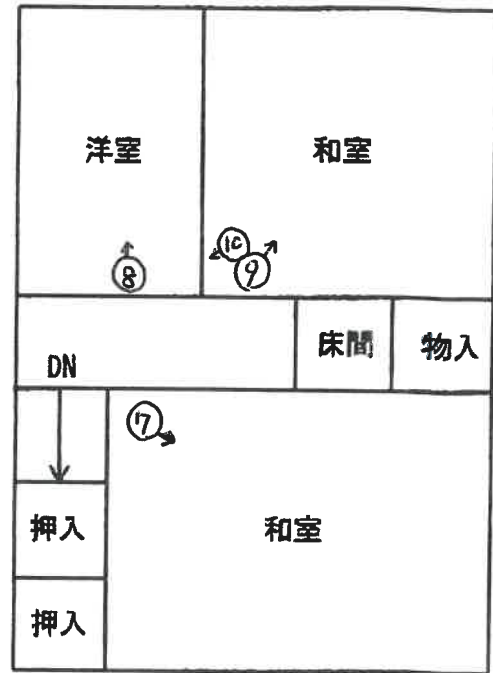
(←○写真撮影位置・方向)

(7 枚目)

間取略図



1階



2階

(←○写真撮影位置・方向)

1 目的建物



2 接面道路



3



(10 枚目)

4



5



(11 枚目)

6



7



(12 枚目)

8



9



(13 枚目)

10 壁面の陥没箇所



令和7年（ケ） 第52号
令和7年4月15日 現地調査
令和7年5月2日 評 価

大阪地方裁判所 第14民事部 御中

評 価 書
(土地付建物)

評価人 不動産鑑定士

八木正美

第1 評価額

一括価格	
金 3,930,000円	
内訳価格	
物件1	金 1,900,000円
物件2	金 2,030,000円

- 1 一括価格は、物件1～2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	特記事項記載のとおり
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	特記事項記載のとおり
番号	特 記 事 項		
1	① 目的土地の形状について地積測量図を参考に概測した結果、その形状は概ね土地建物位置関係図のとおりで、地積は公簿とほぼ一致するものと思われる。 ② 目的土地の公簿上の地目は「宅地」であるが、現況は宅地及び道路負担部分から構成されている。道路負担部分は現地での計測にて目的土地の南側約10.8㎡であることが認められた。(位置、範囲等は土地建物位置関係図参照。)		
2	建物図面と現況は概ね一致した。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	京阪本線 大和田駅 北方 道路距離 約1,000m (別添「位置図」参照)		
付近の状況	主に小規模戸建住宅が建ち並ぶ住宅地域		
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域	
	用途地域	第2種中高層住居専用地域	
	建ぺい率	60%	
	容積率	200%	
	防火規制	準防火地域	
	その他の規制	宅地造成等工事規制区域	
画地条件	規模	宅地部分	約52.07㎡
		道路部分	約10.8㎡
	(宅地部分)		
	形状	ほぼ長方形	
	間口・奥行	間口約5.4m・奥行約9.6m	
	高低差等	等高接面	
接面道路の状況	南側	幅員約4m私道(建築基準法42条1項5号)	
	接道状況	中間画地	
土地の利用状況等 ※宅地部分	現況	戸建住宅	
	東側	戸建住宅	
	西側	戸建住宅	
	南側	道路	
	北側	戸建住宅	
供給処理施設	上水道	あり	左記の供給処理施設の稼働状況は未確認である。
	ガス配管	あり	
	下水道	あり	
	(注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、「施設管」という。)が通っており、通常のコストで敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。		
土壌汚染等	目的土地の旧土地台帳写からは個人の所有者名、田の地目の履歴が確認された。過去の住宅地図によると、目的建物建築以前は個人名の表示であった。土壌汚染の有無及び内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による調査を要する。		
特記事項	南側接面道路のうち目的土地の南東方に植木鉢等が多数置かれており、通行が阻害されている。		

2 建物の概況及び利用状況等（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数等	建築年月日 経過年数 経済的残存耐用年数	(登記記載) 昭和56年3月1日新築 約44年 約0年
仕 様	構 造	木造
	屋 根	瓦葺
	外 壁	吹付等
	内 壁	クロス貼等
	天 井	クロス貼等
	床	フローリング、畳等
	設 備	電気、給排水設備等
床面積（現況）	延 57.96㎡ 増築はなく、登記と現況数量は同じである。	
現況用途等	階 層	2階建
	現況用途	居宅
	間取り	4DK
品 等	普通	
保守管理の状態	やや劣る。	
建物の利用状況	現況調査報告書参照	
特 記 事 項	① 建築確認(有)、検査済証(無) ② 設備の作動状況は未確認である。 ③ 目的建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ④ 2階北東側の和室の壁に穴があいていた。 ⑤ 建物全体に軋み、撓みを感じられた。 ⑥ 天井や壁面クロスのめくれや破れ、外壁の傷みが認められた。 ⑦ 目的建物の雨樋が東側隣地に越境している可能性が認められる。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (千円未満四捨五入) オ
1(宅地)	110,000	1.04	約52.07	0.90	ア×イ×ウ×エ 5,361,000
1(道路)	110,000	0.10	約10.80	-	ア×イ×ウ 119,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 守口-13

$$\begin{array}{ccccc} \text{公示価格等} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} \\ 141,000\text{円/㎡} & \times 101.5/100 & \times 100/100 & \times 100/130 & = 110,000\text{円/㎡} \end{array}$$

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：

接面(北)	規模	形状	その他	総合(相乗積)
1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

◇地域格差：

街路(連続性)	接近	環境	行政	総合(相乗積)
1.02	1.02	1.25	1.00	1.30

イ 個別格差： 【宅地部分】

接面(南)	規模	形状	その他	総合(相乗積)
1.04	1.00	1.00	1.00	1.04

【道路部分】 公衆用道路であることから0.1と判定した。

ウ 地積：公簿数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) (千円未満四捨五入) エ(ア×イ×ウ)
2	180,000	57.96	0.03	313,000

ウ 現価率

経過年数 約44年

経済的残存耐用年数 約0年

観察減価 35%

残価率 5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\begin{aligned} \text{現価率} &= \{ \text{残価率} 5\% + (1 - 0.05) \times \text{経済的残存耐用年数} 0\text{年} / (\text{経過年数} 44\text{年} + \text{経済的残存耐用年数} 0\text{年}) \} \times (1 - 0.35) \\ &= 0.03 \end{aligned}$$

※観察減価は維持管理状況及び中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ (ア×イ)
1 (宅地)	5,361,000	0.50	法定地上権	2,681,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算(円) (2①ウ) イ	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) (円) カ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) キ [(ア+イ) ×ウ×エ×オ×カ]
1	5,480,000	－ 2,681,000		0.97	0.70		1,900,000
2	313,000	＋ 2,681,000	1.00	0.97	0.70	0	2,030,000
一括価格 (合計)							3,930,000

ウ 占有減価

本件の場合不要。

エ 市場性修正

接面道路のうち目的土地の南東方に植木鉢等が多数置かれており、通行が阻害されていることを考慮して、市場性修正率を0.97と査定した。

オ 競売市場修正

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

カ その他の控除減価 (敷金等)

本件の場合不要。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格（守口-13）

所 在 : 守口市東町1丁目78番 「東町1-9-9」
価 格 : 141,000円/㎡
位 置 : 京阪本線「大和田」駅の北方800m（道路距離）
価格時点 : 令和7年1月1日
地 積 : 108㎡
供給処理施設 : 水道・ガス・下水
接面街路 : 北4m 私道
用途指定等 : 第2種中高層住居専用地域、準防火地域
建蔽率60%・容積率200%
地域の概要 : 中小規模の一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

2 固定資産税評価額（令和6年度）

物件1 : 3,477,559円
物件2 : 865,040円

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 土地建物位置関係図
- 5 建物図面・各階平面図写
- 6 間取略図

以 上

物 件 目 録

- 1 所 在 守口市大久保町五丁目
 地 番 23番14
 地 目 宅地
 地 積 62.87平方メートル

- 2 所 在 守口市大久保町五丁目23番地14
 家屋 番号 23番14の2
 種 類 居宅
 構 造 木造瓦葺2階建
 床 面 積 1階 28.98平方メートル
 2階 28.98平方メートル



位置図

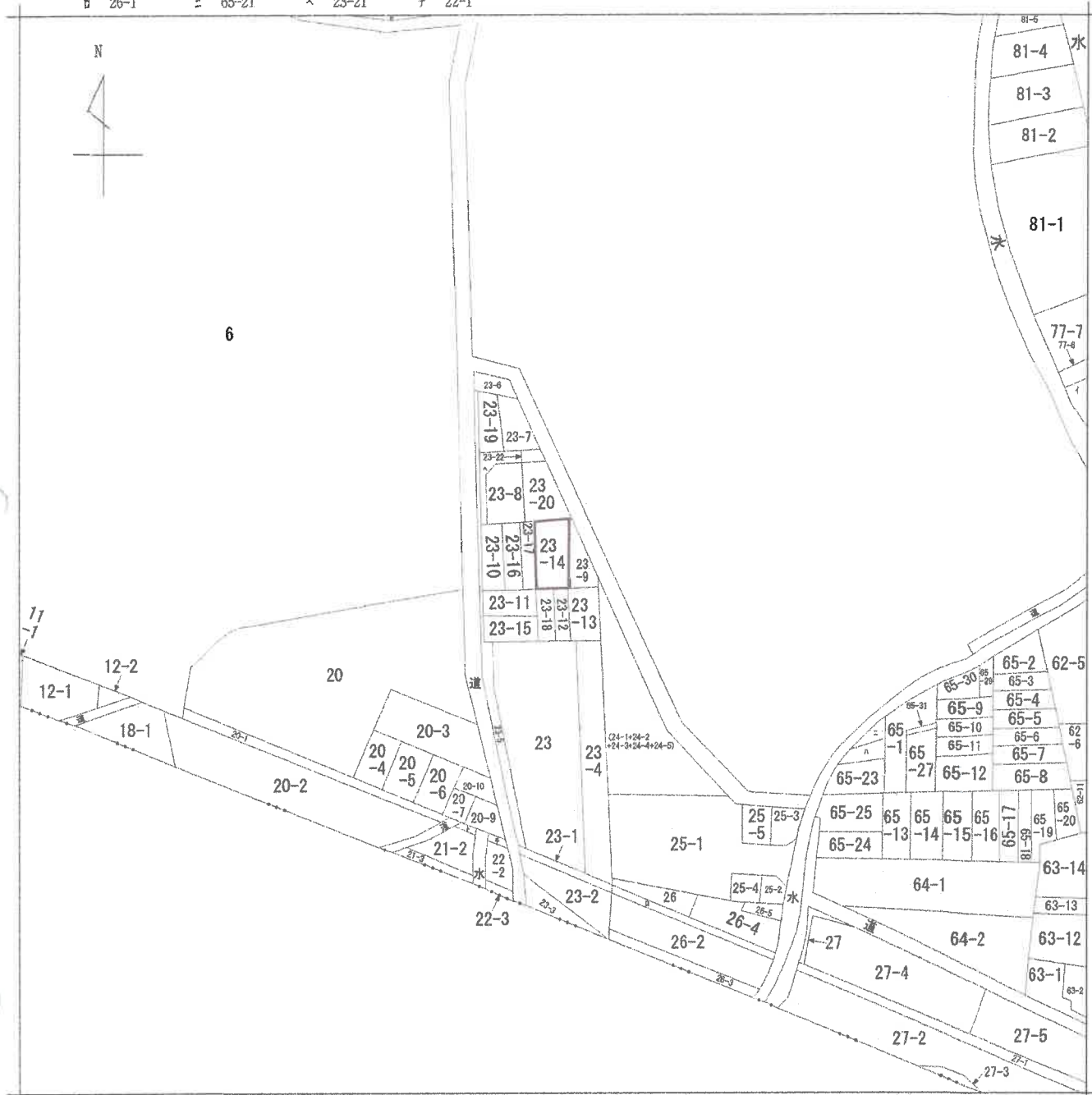
S = 1:10,000

目的物件

地価公示標準地
守口-13

最寄駅

イ 77-5 ハ 65-22 ホ 水 23-21 ト 21-1
ロ 26-1 ニ 65-21 ヘ 23-21 チ 22-1



請求部	所在	守口市大久保町五丁目				地番	23番14			
出力縮	縮尺不明	精度分	座標系 番号又は 記号	分類	地図に準ずる図面			種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日				備付年月日 (原図)				補記事項		

A3をA4に縮小

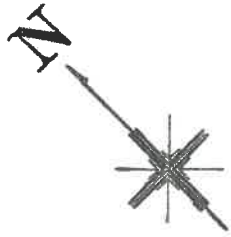
2130020

和23-9 23-9, 23-14

地積測量図

地番 23-9 23-14

土地の所在 守口市大久保町5丁目

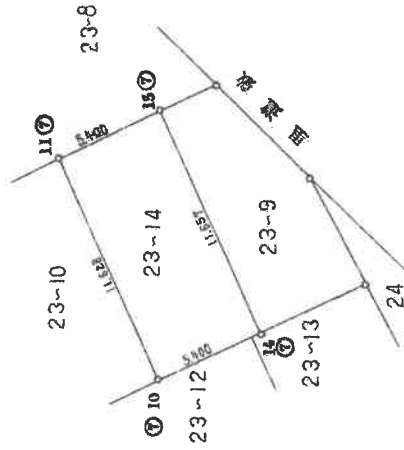


*** 計算結果 ***

NO	X	Y	面積
11	107.824	111.628	11.628
10	107.748	100.000	5.400
14	102.348	100.000	11.657
15	102.424	111.657	5.400
11	107.824	111.628	
合計		125.741204	
1/2		62.870602M2	

面積 23-9

コウホ	120.965200
ソカイ	62.870602
合計	58.094598M2



凡例	
①	コンクリート杭
②	石杭
③	金属製杭
④	刻
⑤	釘
⑥	プラスチック杭
⑦	赤ペンキ

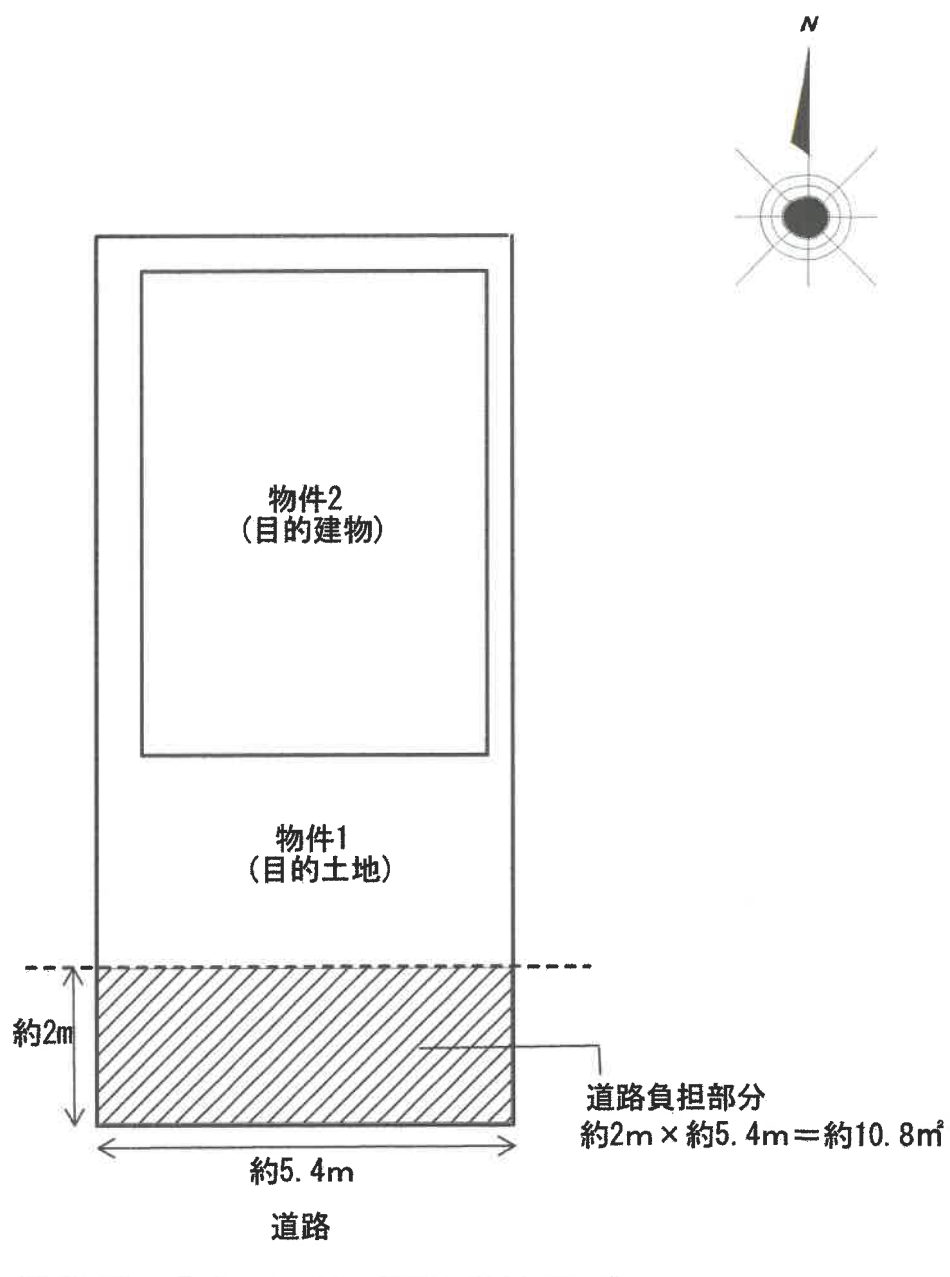
製作者

申請人

56年 / 月 26日(作製)

1 / 250

土地建物位置関係図

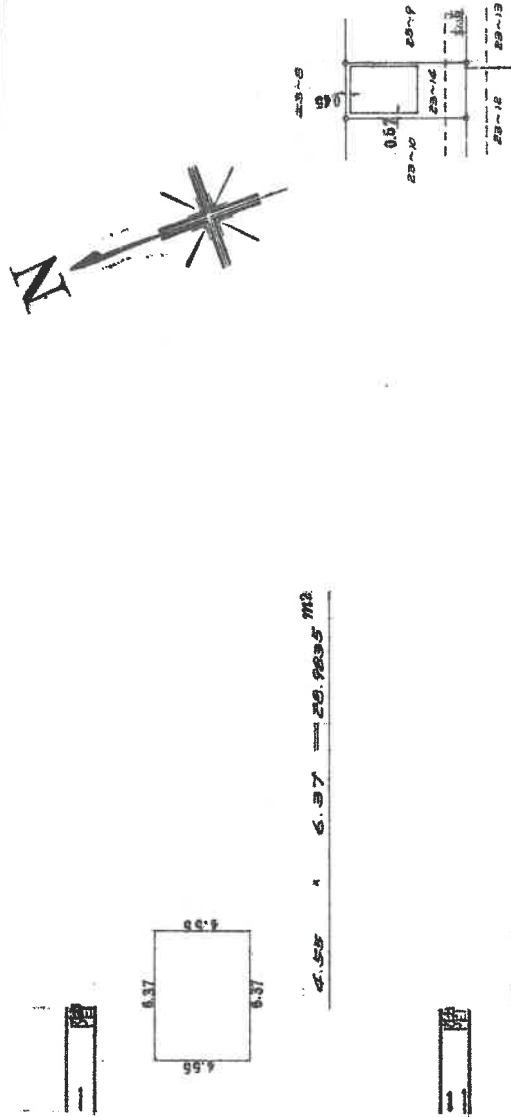


各 階 平 面 図 5130032

建 物 図 面 図 5.56.4.1

家屋番号 23-114-2

建物の所在 守口市大久保町5丁目23-114



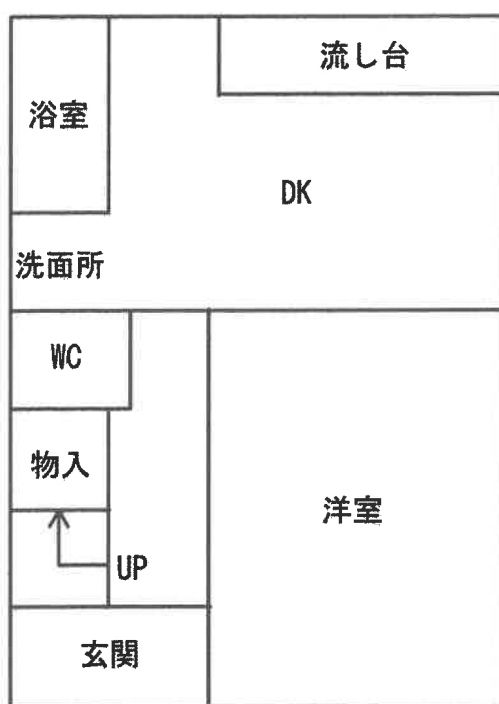
作製者

縮尺 1/250

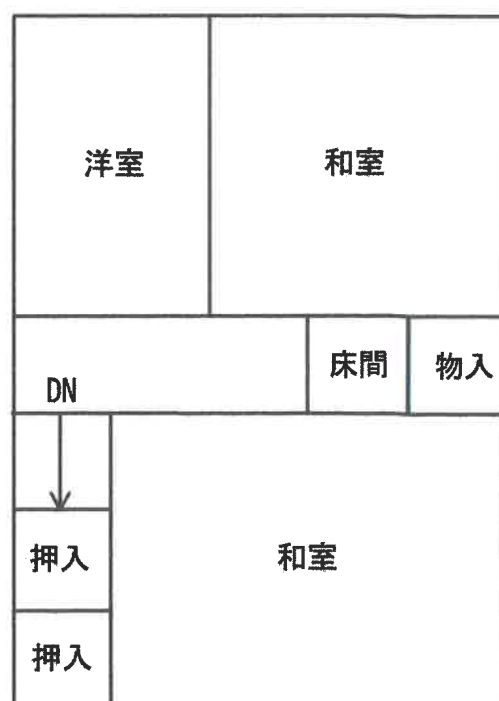
申請人

縮尺 1/500

間取略図



1階



2階